

○農林水産に関する調査

(令和5年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

【質問のポイント】

1. 飼料価格高騰追加対策の検討状況について
2. 資機材等の高止まりに対する追加対策について
3. 鳥インフルエンザの対策、対応について
4. 食料・農業・農村政策の新たな展開方向のとりまとめに向けた、気候変動への対応及び農村政策についての考え方について
5. 地域計画の作成に向けた対応について
6. 水活交付金の見直しに関連し、水田の汎用化の推進について
7. 明治用水頭首工漏水事故を教訓とした今後の方向について
8. 管理体制の脆弱化が懸念される土地改良施設について維持管理全般にわたり支援を充実させる必要性について
9. 土地改良予算の安定的な確保について
10. 林業の人材確保・育成について
11. 海洋環境の変化に対応した漁業の構築に向けた考えについて

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(令和5年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○委員長(山下雄平君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。(略)

○委員長(山下雄平君) 農林水産に関する調査を議題とし、令和5年度の農林水産行政の基本施策に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎雅夫君 おはようございます。自由民主党の宮崎雅夫でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。野村大臣、よろしくお願い申し上げます。

まず、農林水産分野の物価高騰対策などについて伺いをしたいと思います。



いても、肥料、飼料、燃料、電気代等の資機材の価格高騰により大きな影響が出ております。農林水産省でも、本年度予算費や補正予算によりまして、累次にわたって対策を打っていただいております。国からの交付金を活用した地方公共団体の対策とも相まって、農林水産関係の皆さんへの影響緩和に努めていただいております。これらにつきまして、まず感謝を申し上げたいと思います。

しかし、配合飼料につきましては高騰が続いております。一月に、自民党として、第四・四半期について緊急的な措置を講じることなどの緊急決議を行ったわけでございます。これも踏まえて、政府の物価・賃金・生活総合対策本部で岸田総理から、飼料高騰対策に対する追加対策、四一六期以降も見据えた激変緩和対策の指示が野村大臣にあったわけでございます。

畜産、特に酪農家の皆さんは大変深刻な状況が続いております。中央酪農会議によりまして、昨年十二月の出荷農家戸数、これが前年同月比六・五%減となっております。離農する農家の方が拡大しているということでございます。

このような厳しい状況は十分承知をされておられると思いますので、これスピード感を持って検討、対策の取りまとめをお願いを申し上げたいと思っておりますけれども、現在の検討状況につきまして、まずお伺いをいたします。

○政府参考人(渡邊洋一君) 委員の御質問にお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、飼料価格の高騰に對しましては、これまで、配合飼料価格安定制度における異常補填基金への累次の積み増しのほか、令和四年度第三・四半期に配合飼料一トン当たり六千七百五十円の補填を行う特別対策を講じた

ところでございます。

加えて、総理から、委員御指摘ございましたけれども、物価本部にございまして、令和四年度第四・四半期について、第三・四半期対策の継続、配合飼料コストを抑制するための追加策を講ずるほか、本年四一六期以降も見据えた激変緩和対策を講ずるよう御指示をいただいたところでございます。

農林水産省といたしましては、現在、生産者の皆様が安心して経営継続を見通せるように具体的な対応を検討しているところでございます。

○宮崎雅夫君 昨日、酪農家の皆さん方とお話をさせていただく機会がございました。これまでの対策に感謝を申し上げられておりまして、年末は何か越せたと、ただ、大変なのはまさしくこれからだということもおっしゃっておりますので、是非とも具体的な対策について改めてスピード感を持って検討をいただきたいというふうに思います。

また、飼料だけの対策、これ限界もやっぱあるわけでもございますので、酪農家の皆さん方が、もうやむなく廃業するということなく、経営が継続できるような様々なこれ対策も併せて是非検討をお願いを申し上げたいと思っております。

次に、肥料価格の高騰につきましては、昨年度の予算費を活用して、今年の春肥まで支援がなされるわけでありまして。電気料金のこれ高騰についても、今年度に



渡邊畜産局長

については土地改良区への対策を昨年の補正予算で創設をいただいて、支援をされるということになるわけであります。

農林水産分野は、もう資機材の高騰によるコストの上昇をなかなか価格に転嫁することが非常に難しいということになるわけでごさいます。これまで急激な価格高騰について緩和対策を打ってきただいたことと、資機材のこの価格の先行きについても、資機材のこの価格の先行きについてはなかなか今樂觀的な見方ができないと、高止まりの懸念を皆さんやっぱり持つておられるということでごさいます。

今後、必要な対策についてはもう果敢に打っていただく必要があると思ひますけれども、野村大臣のお考えについて伺いをいたします。

○国務大臣（野村哲郎君）

いろいろなのが上がっている中で、先ほど局長の方から答弁しましたように、肥料だとかあるいは飼料等については、対策を予備費とかあるいは補正予算等で検討を進め、そして対策を打っているわけですが、電気代につきましてもいろんな御要望がございました。それで、水利施設の電気については、省エネルギー化に取り組む施設管理者に対して電気料金高騰分への支援、これが大体高騰分の七割を補填すると、もう委員御存じのとおりでございまして、そういう形で支援をさせていただいております。

また、これらに加えて、政府として、電力・ガス・食料品価格高騰重点支



野村農林水産大臣

援地方交付金を各地方に交付しております。県によつては、これらを活用しながら、国の支援と、それからこの交付金を使った形で上乗せした支援をされている地域もあると聞いておりますが、これらの対策を着実に進めるとともに、農業経営の影響緩和の効果や今後の資材価格の動向も踏まえ、対策の必要性も含めて、総理からも指示がありますので、検討を加えていきたいと思つておるところでございします。

○宮崎雅夫君 大臣、ありがとうございます。

追加対策につきましては、党にも指示が出ております。しっかりと党でも議論をして取りまとめていくということになると思ひます。その実現に向けて、是非、野村大臣の御尽力を引き続きお願い申し上げます。大臣から、今の対策の着実な実施をやっていくんだというお話がございました。これも大変重要なことでありますけれども、例えば秋肥の支援なんかについて、申請はしたんだけれどもまだうちは受けていないというお声もありますので、手続についての迅速化については是非よろしくお願いを申し上げます。

次に、鳥インフルエンザについて伺いをいたします。

今シーズンの鳥インフルエンザの発生については、もうこれまで発生したことがない県での発生を含めて、大変これ深刻な状況が続いております。これまで最も早い十月末に発生をして、百万羽を超えるこれ本場に大きな規模の養鶏場で五か所発生をして、過去最大の発生を上回る千五百万羽以上の殺処分がなされたわけです。養鶏農家の皆さん、これはもう本場に大変な痛手であるだけじゃなくて、価格の上昇でありますとか、外食産

業、食品加工業への影響をしているという報道もあるわけであります。発生を防ぐには、何といつても飼養衛生管理の徹底、これが基本であることはもう間違いないわけでありますけれども、発生リスクが非常に高くなつていた今シーズンでは、これまでの対策、発生後の対応を振り返つていただいて、これをやっぱ教訓として今後の対応に生かしていかなければいけないというふうに思ひます。

先週末に、全羽殺処分を回避するためには養鶏場の分割管理を推進する方向と、こういう報道もなされたわけであります。まだまだ今、気の抜けない時期でありますので、今シーズンの対応については万全を期していただくということはもちろん必要でありますけれども、現時点でどのようなことに ついて対策、対応を充実をさせていく必要があるのか、先ほど申し上げました養鶏場の分割管理の考えも含めて、お考えをお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人（森健君）

お答えいたします。

鳥インフルエンザにつきましては、今シーズンは過去最も早い十月下旬に発生をし、発生件数や殺処分対象も過去最多となつているところでございしますが、御指摘のとおり、対策としては、ウイルスを鶏舎に入れさせないための飼養衛生管理の徹底が最も重要であるところでごさいます。



このため、今シーズン前から、消毒や、衣類、長靴交換などの飼養衛生管理の徹底を呼びかけましたが、さらに、本年一月に開催されました

専門家会合では、これまでの取組に加えて、鶏舎の屋根上に設置された入気口ですとか天井裏など、ふだん目が届きにくい場所を点検し、必要に応じ補修を行うことなどが重要といったような提言もいただいたところでございまして、このような点についても現在注意喚起を行っているところでごさいます。

シーズン、今シーズンの終息のめどというのは、予断を持つてなかなかお答えはできません。昨シーズンは五月まで鳥インフルエンザの発生が確認されたというところで、引き続き、都道府県と連携して、最大限の緊張感を持って発生予防と蔓延防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、今後につきましては、生産回復に向けて、手当金の交付など、発生農家の経営再建、あつ、経営再開支援に万全を期してまいりたいということでごさいます。さらに、現場では、将来の発生時のリスクを回避する観点から農場の分割管理に取り組もうとしていという事例もあるというふうな承知をしているところでごさいます。こうした取組につきましても、都道府県、現場の声を聞きながら、相談等丁寧に対応してまいりたいというふうな考えているところでごさいます。



森消費安全局長

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

専門家の皆さん方から、今年、改めて注意喚起をする点も指摘があったというお話でございます。局長お話があったように、まだ終わっていませんので、改めて今後の対応について緊張感を持って対応をお願いを申し上げたいと思いますし、発生した養鶏農家の皆さん、手当金のお話も今ございましたけれども、支援について万全を尽くしていただきたいと思います。

次に、食料・農業・農村基本法の検証、見直しについて伺いをしたいと思います。

昨年から、政策審議会の検証部会で議論も精力的に行われております。党でも食料安全保障の検討委員会を中心に議論を進めているところでありますけれども、昨年十二月末には政府で食料安全保障強化政策大綱が取りまとめられました。今後更に議論を深めて、先日の大臣所信でも大臣からお話ございましたけれども、新しい展開方向を六月を目途に取りまとめられるということでございます。

大綱でありますとか検証部会でも項目の整理なんかもされてきたりしておりますけれども、まず、食料安全保障の観点から、やっぱり国内の自給力をいかに高めていくかと、そのために必要な農地、水、人、技術、こういった重要な要素、つまり生産基盤について改めてこれどう強化していくのかというようなこと、そして、大臣所信でもお話ございましたけれども、昨今の状況も踏まえて適正な価格をどう形成していくのかというようなこと、これ大変難しい課題でありますけれども、それは食料生産の持続性の確保にもつながってくるということでもあります。

それから、生産者だけじゃなくて、事業者、消費者の皆さんを始め国民の皆さん方の理解をこの機会にいかにより深めていくかと、これが特にポイントじゃないかなと個人的には思っております。

また、農業は、もう御案内のとおり、自然、気候にこれ大きく左右される産業であります。世界的な生産の不安定化の観点だけではなくて、国内でも、例えば温暖化による農作物の品質の低下など作物への影響でありますとか、作物の適地の移動、農村の防災・減災といった観点からも重要な項目であるというふうに思えますし、食料と農業にどうしても目が行きがちになってまいりますけれども、農業ともう一方の車輪があります。農村の政策ももちろん重要な項目であります。

今後の六月の新たな展開方向の取りまとめに向けまして、気象の変動への対応、また農村政策についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○大臣政務官（藤本眞也君）

お答えをいたします。



藤本農林水産大臣政務官

宮崎委員御指摘のとおり、農業は気候変動の影響を受けやすい分野であることから、温暖化防止対策とともに、気候変動による影響を回避、軽減する対応策を併せて講じることにより持続可能な農業を確立していく必要があると考えております。

また、農村については、人口の減少、高齢化の進行等により地域コミュニティの維持等に支障が生じつつあると認識

しており、こうした現状を踏まえて農村施策を推進していくことが必要と考えております。

このため、我が省としては、みどりの食料システム戦略や令和三年に改定した農林水産省気候変動適応計画等に基づき、高温に強い品種の開発普及、温暖化に適応した生産技術の開発普及、農村地域の防災・減災機能の維持向上、農村型地域運営組織の形成などを通じた農山村に人が住み続けるための条件整備等を推進しています。

先ほどお話ししたように、高温に強い品種改良、特に重要だと考えておりますけれども、お米で例えれば、主要な品目でありますコシヒカリ、この高温障害が最近非常に現場の方から叫ばれておりますけれども、やはり開花をして、乳熟期、登熟期、この時期にどうしても八月のお盆前後が絡んでくるということであります。やはりこの時期を少し後ろの方に遅らすことによつて高温障害を避けるような、そういうやはり営農指導というのを今後は必要になってくるのではないかなと思います。

品種改良と現場の努力、そういったものを併せてこういう問題に取り組んでいくべきだと考えておりますし、引き続き、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検証を進めながら、国民的コンセンサスの形成に努めながら、六月をめどに政策の新たな展開方向を取りまとめたいと考えております。

○宮崎雅夫君 政務官、御丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

今おっしゃったような視点も含めて、非常に重要なこれからの農政のまさしく方向を示すものでございますので、野村大臣始め、取りまとめに当たっては、期

待をしておりますし、我々もいろんな提言をさせていただきたいと思っております。

それでは次に、地域計画の作成について伺いをしたいと思います。

昨年、農業経営基盤強化促進法が改正をされまして人・農地プランが法定化をされまして、地域での話し合いを基に地域計画を作成し、関係者でその実現を目指すことになったわけでありまして。四月から改正法がこれ施行ということでありまして、これから本格的に策定に向けて各地域動き出してくるということでありますけれども、昨年の改正後課題とされておりました農業委員会でありまして農地バンクの強化などについてこれまでの取組をお伺いをしたいということと併せて、人・農地プランの実質化の取組については地域によつてやっぱり差があるということでもあります。特に、地域計画に向けて取組を加速していかないといけないという地域について具体的にどう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○政府参考人（村井正親君） お答えいたします。

昨年五月に成立いたしました一部改正法による改正後の農業経営基盤強化促進法では、今後、農業者の高齢化、減少が本格化する中で、市町村において、これまでの人・農地プランを土台として、農業者等による話し合いを踏まえて、将来の農業の在り方や農地利用の姿を目標地図として明確化した地域計画を定め、目標地図に位置付けられたものに対して、農地バンクを通じて農地の集約化を進めていくこととしております。

地域計画は改正基盤法の施行日であります本年四月一日から令和七年三月末までの間に策定をしていただくことになり



村井経営局長

ますが、しっかりと計画とすることで、それぞれの地域において、生産する作物あるいは農地の集約化の方針などについて、関係者が一体となつて密度の濃い話し合いがなされることが重要であると考えております。

このため、話し合いが円滑に進むよう、令和五年度予算案において、専門人材によるサポートや地域農業に精通した意欲ある専門家を活用するための支援を行うとともに、農業委員会による農地の出し手、受け手の意向の収集等を支援する農地利用最適化交付金、農地バンクの現地コーディネーターの増員などについて措置することとしております。また、農林水産省では、地域計画の策定方法を分かりやすくまとめた手引を現場の皆様の御意見を踏まえて作成し、各地に職員が出向くなど、関係者の皆様へ説明、周知を図っておるところでございます。

引き続き、地域計画が着実に策定されるよう、しっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫 君 ありがとうございます。

この地域計画の重要性はもう改めて申し上げるまでもないわけでありましてけれども、大変なこれ力仕事でもあるわけでもあります、いい計画を作ろうとするんですね。是非、引き続き支援をお願いを申し上げたいと思います。

申し訳ありませんけれども、ちょっと一問飛ばさせていただきますして、次に、水田活用の直接支払交付金の見直しに関

連してちよつとお伺いをしたいと思えます。

一昨年の秋に水活交付金の見直しについて基本的な考え方が示されまして、現地で課題をこれ出していただいた上で、昨年の秋に畑地化の支援などを補正予算でも盛り込んでいただいで、今、それらを踏まえて今後の産地づくりについて各地域が検討を進めていただいているというふうに考えております。

畑地化への支援の一つとして土地改良区に対する支援も含まれておりまして、もうその支援については大変有り難いわけでありまして、これ畑地化イコール土地改良区の組合員ではなくなるという誤解が生じないように、説明会などにおいて十分留意をしてほしいというお話をしてまいりました。畑地化しても、用水供給を受ければこれ当然用水受益になりますし、用水供給を受けない場合でも、排水受益でありますとか農道の受益になる場合も当然あります。賦課金のこれ多寡はありますけれども、土地改良区から自動的に抜けるということではないというところを改めて申し上げておきたいと思えます。

それと、畑地化という言葉がどうも強調される傾向があるんじゃないかというふうにも思うわけがあります。水田で畑作物がこれ固定化をされているところについては当然畑地化という方向になるんだろうと思えますけれども、水活の見直しでは、畑作物のこれ連作障害を防止をする観点からブロックローテーションをしっかりとやろうと、改めてやっていこうというふうなこともあつたのではないかと思います。これはまさしく汎用化であります。

今後の食料安全保障の強化でありますとか需要に応じたこれ生産を進めていく

ためには、全体とすれば汎用化を進めていくことが重要であるというふうに考えますけれども、この点についてどのような考えか、お伺いをいたします。

○政府参考人（平形雄策 君） お答えいたします。

主食用米の需要減少が続く中で、米、麦、大豆等、いずれの品目においても需要に応じた生産を進めていただくことが重要と認識しております。このため、



平形農産局長

水田活用直接支払交付金につきまして、委員御紹介のとおり、今後五年間に一度も水張りを行わない水田は交付の対象としない方針としておりますが、これは、一つは、畑作物の生産が定着している水田は畑地化を促すということなんですが、もう一つは、水田機能を維持しながら麦、大豆等の畑作物を生産する農地については、水稲とのブロックローテーション、これをしっかりとやっていただくという発想でございます。

このため、令和四年度第二次補正予算におきましては、委員おっしゃった現場の課題を踏まえまして、一つは、畑地化に取り組む産地に対しましては麦、大豆等の畑作物の生産が定着するまでの一定期間の継続的な支援を措置することとしたんですが、一方で、水田機能を維持しながら稲、麦、大豆等のブロックローテーションに取り組むことも産地の選択肢でございます。このような取組といたしましては、水田の汎用化の基盤整備ですとか低コスト生産への取組への支援も措置しているところでございます。

いずれの場合におきましても、需要に応じた生産に取り組む産地をしっかりと支援していきたいというふうに考えております。

○宮崎雅夫 君 よろしくお伺いを申し上げます。最終的にはこれ水の話にもやっぱりなつてくるということもあります。土地改良区の皆さん方にはそういう話し合いの場には是非参加をしてくださいという、私も言うておりますので、是非これについても頭に置いておいていただければと思います。

次に、土地改良についてお伺いをしたいと思います。

今後の新しい食料・農業・農村政策においても、農地、水の整備を行って農業生産の基盤を支えて、農村の防災・減災にも資する土地改良の重要性は、これますます高まってくるというふうに考えております。

一方で、土地改良施設も老朽化が相当進んでおります。昨年の五月には、愛知県の実用水頭首工の漏水事故が残念ながら発生をいたしました。現在、その復旧については有識者による検討委員会によって検討が進められていっていると承知しておりますけれども、関係者とよく調整をしていただいで、今年の作付けに支障が出ないように必要な用水を取水できるようにしながら、本格的な復旧に向けて対応をお願いをしたいと思えます。

そして、今回の事故についてやっぱり教訓にしないといけないということでありまして。このような大規模な事故が発生をした際の体制を含めた対応でありますとか、頭首工の点検の問題についても必要な検討を行う必要がありますし、頭首工のような大規模な重要構造物については、これ突発事故を防止をするために昨

年の通常国会で土地改良法を改正をいたしまして、ため池の豪雨対策については耐震の対策同様に行政主導で土地改良法の手続を一部省略をして実施できる仕組みに拡充をしたわけでありますけれども、そのようなことも今後検討していかないといけないというふうに思います。今回の事故をどのような形で今後の土地改良に生かしていくのか、お伺いをしたいと思います。

○副大臣（勝俣孝明君） 明治用水頭首



勝俣農林水産副大臣

工につきましては、令和四年十月に着手した工事が順調に進んでいくところがございます。引き続き、早期の完了を目指して着実に工事を進めてまいりたいと考えております。

一方で、明治用水頭首工の事故を踏まえ、施設の管理水準を向上させ、同様の事故を未然に防止するとともに、事故が発生した場合においても早期に機能回復するための対策を強化する必要があると考えております。このため、施設の点検方法やBCPを見直すとともに、頭首工に関する新たな機能診断手法を検討することが重要だと認識しております。

こうした観点も踏まえて、事故の未然防止のために行う対策につきましては、今後どのような対応が必要か検討してまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 是非、繰り返しになりますけれども、今副大臣御答弁をいただきたいようなことも含めて、今回の事故の教

訓を先に生かしていただきたいと思えます。

次に、土地改良施設の維持管理についてちよつとお伺いをしたいと思います。これ、先生方も御案内のとおりですけれども、基幹的な施設は土地改良区が維持管理をして、圃場に近い末端施設は水利組合でありますとか集落が中心にやっていたいただいているということでありま

す。土地改良区は、体制を強化しようということでも合併にも積極的に取り組んでいただいております。今その数というのはピークの三分の一です。末端の維持管理については、これ多面的機能支払で支援もしていただいているわけですから、援も、やはり人口減少でありますとか高齢化の更なるやつぱり進行によって、管理体制のやつぱり脆弱化ということが本心に心配な状況になっております。

その一方で、やはり豪雨の頻発化でありますとか都市化の進展、これはもう農家の方の責任じゃないわけですから、洪水被害、これを防止するのに、管理の複雑化でありますとか高度化をどうしても求められるということになっております。

維持管理費が増加傾向にある中で、人員の不足、この問題と負担の問題がこれのしかかってくるといふ状況にございます。スマート農業の関係で維持管理についてもできるだけ省力化、省人化をしていかないといけないとい



ことはもちろんですけれども、これは体制を含めて、今後、維持管理全般について支援を充実をさせていく必要があると思えますけれども、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○副大臣（勝俣孝明君） 土地改良施設の維持管理につきましては、先生御指摘のとおり、農村人口の減少、高齢化により、施設の操作、点検に係る人員の確保や草刈り、泥上げ等の共同活動が困難になってきていること、それから、先生申しましたように、気候変動による集中豪雨の頻発化、激甚化等に伴い、施設の操作、運転が高度化、複雑化してきていることから課題となっているというふうに認識しております。

このため、大規模な施設の維持管理やダム等の洪水調整機能強化等の流域治水の取組を支援しているところでございます。また、末端施設の保全管理につきましましては、多面的機能支払の活動組織における非農業者、非農業団体の参加を促進していくこととしております。

今後とも、人口減少や気候変動等の状況変化に対応するために、必要な施策を検討し、施設の維持管理や土地改良区の体制強化に係る支援を講じてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 副大臣、ありがとうございます。

なかなか維持管理の部分というのは土地改良の中でもよりなかなか見えにくいところでもありますので、是非そういうところに光を当てていただいで、これがないと、これ水が供給できませんので、そういう意味でも是非よろしくお願いを申し上げます。

来年度の当初予算、土地改良の関係は本年度を上回る四千四百五十七億円が計上されております。昨年成立をいたしま

した第二次補正予算、これを合わせますと六千三百三十四億円ということになっておりまして、全国の土地改良の関係者の皆さんの御要望におおむねお応えできる予算になっているというふうに思っております。野村大臣始め農水省の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

今後とも安定して予算を確保して計画的に事業を進めていくことが大切なことだというふうに思っておりますけれども、是非、野村大臣のお考えについてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣（野村哲郎君） 今年の私の大臣室にお越しいただいたのは、土地改良区の皆さん方が一番多かったと思えます。そのぐらい皆さん方、大変御熱心に陳情活動をされました。その結果、先ほど委員の方からございましたように、総額予算が六千三百三十四億ということでございますが、いずれにしましても、土地改良施設は、農業の成長産業化を図る、そのために農村地域の安全、安心な暮らしを実現する上で維持管理費も含めて大変重要だというふうに認識をしております。

したがって、当初予算は四千四百五十七億でしたが、補正まで合わせますと大体六千三百三十四億になると思っておりますけれども、このために、我が省としては、土地改良事業により、農業の競争力や食料安全保障の強化に向けて水田の畑地化、汎用化、農地の大区画化を進めていきたいというふうに思っておりますし、さらには、非常に災害が多いため、国士強靱化に向けて農業水利施設の適切な更新、長寿命化による戦略的な保全管理を推進しているところでございます。

昨年いろいろな災害がありまして、土地改良区の皆さん方からいろいろな御要請

もいただきました。したがって、今後とも土地改良事業を着実に推進することができるよう、必要な予算の安定的な確保に努めてまいりたいと思っております。

○宮崎雅夫 大臣、大変力強いお答えをいただきました。ありがとうございます。また、全国の土地改良区の皆さん方の声をお忙しい中聞いていただきまして、本当にありがとうございます。

土地改良についてもお伺いをいたしましたけれども、農水省の公共事業の中では、林野公共、水産公共もございまして、併せてよろしくお願い申し上げます。

次に、森林の関係の人材確保、育成についてお伺いをしたいと思います。

森林従事者につきましては、令和二年で四・四万人ということで減少傾向ではありますけれども、若年者率と、これ、全産業で低下をする中でほぼ横ばいということでありまして、これは、事業が創設されて二十年を迎えるということでありまして、緑の雇用によって若年の新規就業者の方が増加、これをしているという、これが寄与しているものだというふうに思います。そして、やはり確保できた人材を育てていくということももちろん重要であります。

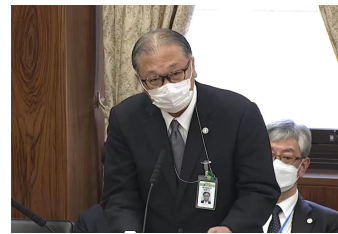
一方、林業における災害、労働災害、これ減少傾向にあるといっても、まだまだその発生率が全産業の十倍ぐらいになっているということでありまして、安全確保対策を更に進めていく必要があります。そのために、林業における技能検定の創設、現在それに向けて調整、準備も進められていると伺っておりますけれども、それも有効な手段ではないかというふうに思っております。

そこで、緑の雇用事業のこれまでの成

果、それから今後も含めて、林業の人材確保、育成にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○政府参考人（織田央君） お答えいたします。

林野庁では、平成十五年度から、この緑の雇用事業により新規就業者の確保の取組を進めてきています。



織田林野庁長官

この取組によりまして、新規就業者につきましては事業開始前の年間約二千人から三千人へと増加しますとともに、先生御指摘のとおり、若年者の割合についても、全産業が低下傾向にある中、林業はほぼ横ばいとなっているところでございまして、一定の成果が出てきているというふうに認識してございます。

一方で、林業の労働災害につきまして、これも先生御指摘のとおり、長期的には減少傾向にあるものの、やはり他産業に比べて非常に高い発生率となっております。このため、林野庁では、労働安全の確保に向けた伐木技術の研修への支援などを行いますとともに、安全な作業技術の習得にも資する技能検定制度への林業職種の追加、これに向けて今、業界団体、一生懸命取組を進めておりますので、これへの支援も行っているところでございます。

今後とも、林業労働力の確保、育成と、それに不可欠な労働安全の向上に向けまして、これらの取組を進めてまいりたいと考えています。

○宮崎雅夫 今長官からお答えいた

だしましたけれども、もちろん農業、水産業も含めてやはり人材の確保というのは非常に重要なことでありますので、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、水産についてお伺いをしたいと思います。

昨今、やはりサンマ、サケ、スルメイカなどの主要魚種の不漁でありますとか、来遊魚種に大きな変化が生じております。

一昨年に水産庁で不漁問題に関する検討会が開催をされまして、その結果も取りまとめられているわけでありますけれども、資源管理について現場の漁業者の理解を得ながらこれから推進をして、昨今の海洋変化、環境の変化に対応して適切な操業を行っていくためには、やはりその原因究明をこれしっかり行っていくこととともに、やはり、そういう変化をいち早く肌で感じる現場の意見もしっかりとこれ聞いていただくことが必要だというふうに思います。

今月、海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会、この第一回目が開催をされております。この検討会の狙いでありまして、海洋環境の変化に対応した漁業の構築に向けたお考えについてお伺いをいたします。

○政府参考人（神谷崇君） お答えいたします。

海洋環境の変化によりまして、イカ、サンマ、サケの不漁が継続する一方、マイワシの増加やブリの北上といった資源の変化も起きております。このような状況に対応し、漁業経営の安定を図るためには、適切な資源管理を着実に実施していくことに併せまして、漁獲対象魚種の変更など最適な操業形態への転換を促していくことが必要となっております。

このため、水産庁では、今般、委員も御指摘されましたように、

海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会の第一回会合を三月一日に勝俣農水副大臣御出席の下、開催させていただきます。漁業経営、操業の在り方や対応の方向性について検討することとしました。



神谷水産庁長官

検討会におきましては、漁業者からのヒアリングを行って現場の意見を聞きつつ、不漁の要因分析を進めるとともに、海洋環境の変化に対応した漁業の構築の方策について今後議論してまいります。

○宮崎雅夫 ありがとうございます。海洋環境の変化の原因を特定するというのは極めてやっぱり難しい話だと思うんですが、そのやっぱり検討過程をしっかりと情報を関係者の方に共有をして、できることをやっぱりその時点その時点でやっていくということが非常に大事だと思っております。そういう点も含めてよろしくお願いを申し上げます。

時間となりましたので、これで質問を終わりにします。ありがとうございます。

（以下略）